

## 第1章 入学者選考

第1条 入学志願者は、期日までに入学願書に写真、検定料及び調査書を添え、出身学校を經由して学長に願出しなければならない。

第2条 入学志願者に対しては、学力試験及び健康診断を行い、調査書の成績等を総合して入学者を選考する。

## 第2章 宣誓、保証書及び保証人

第3条 入学者は、入学の際次の誓詞により宣誓を行い、かつ、同文の宣誓書に署名しなければならない。

私は本学の教育方針に従って学則をまもり、学術の研究と人格の陶冶に努めることを誓います。

2 入学者は、所定の期日に保証書（様式(2)）その他必要な書類を提出しなければならない。

3 外国人留学生にあつては、保証人の選任を要しない。

第4条 前条の保証書に署名した保証人は、本学の教育方針に協力し、学生の一身上のことに於いてその責任を負うものとする。

2 前項の保証人は、学生が所定の授業料を所定の期間に納付しない場合においては、これに代つて納付するものとする。

第5条 保証人が住所を変更し、又は一身上に著しい異動のあつた場合は、速やかに保証人住所・保証人変更届（様式(3)）を提出し、保証書を改訂しなければならない。

## 第3章 休学、復学、退学及び転学等

第6条 休学、復学、退学及び転学しようとするときは、保証人連署の休学願（様式(5)）、復学願（様式(6)）、退学願（様式(7)）及び転学願（様式(8)）を提出し学長の許可を得なければならない。ただし、休学及び退学の理由が疾病によるときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 学生が他の大学又は本学の他学部の入学試験を受けようとするときは、他大学（他学部）受験許可願（様式(8-2)）を提出し、学長の許可を得なければならない。

## 第4章 学生証

第7条 学生証（様式(1)）は、学長が交付する。

2 学生証の交付を受けるときは、写真（半身脱帽、縦4cm、横3cm）1枚を提出しなければならない。

第8条 学生は、通学の際、必ず学生証を携帯しなければならない。

2 学生証を携帯しないときは、教室、研究室、図書館等に出入し、又は医療、厚生施設を利用することができない。

3 学生証は、電子マネー機能を有しており、学生はその取扱いについて十分注意しなければならない。

第9条 本学職員の請求があったときは、いつでも学生証を提示しなければならない。

第10条 学生証を紛失等したときは、直ちに学生証再交付願（様式(9)）を学長に提出し、再交付を受けなければならない。

第11条 学生証の有効期間は、所属学部ごとに定められた在籍期間とする。

2 学生証は、学生が本学の学籍を離れたとき、又は有効期限が過ぎたときは、直ちに学長に返却しなければならない。

#### 第5章 宿所届

第12条 学生は、毎学年の初め宿所届（様式(10)）を所属学部長に提出しなければならない。宿所の変更の場合は、1週間以内に届け出るものとする。

#### 第6章 聴講

第13条 講義を聴講するには、所定の手続を経なければならない。

2 他の学部の講義を聴講しようとするときは、特に定めのある場合を除き所属学部長及び当該学部長の許可を受けなければならない。

#### 第7章 身上異動

第14条 学生は、改姓（改名を含む。）その他一身上に異動があった場合は、その都度速やかに改姓（名）届（様式(11)）等を所属学部長に提出しなければならない。

#### 第8章 欠席届

第15条 1週間以上引き続き欠席するときには、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合にあっては詳細な理由書を添え、直ちに欠席届（様式(12)）を所属学部長に提出しなければならない。ただし、試験の場合は、その都度理由書を添えて提出しなければならない。

#### 第9章 服装

第16条 学生は、必ず学生章（別表1）を付し、服装は、大学生としての品位を保つものではないなければならない。

#### 第10章 健康診断

第17条 学生は、本学で行う健康診断及び予防接種は、必ず受けなければならない。

2 学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を指示し、又は登学を停止することができる。

#### 第11章 学生団体

第18条 学生が、学内において学生の団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは、責任者は、助言指導を受けようとする教員（以下様式中「助言指導教員」という。）を定め、学生団体設立承認願（様式(13)）を、一の学部の学生で構成する学生団体にあつては、所属学部長を、2以上の学部の学生で構成する学生団体にあつては、学務部長を経て学長に提

出し、その承認を得なければならない。

2 学生団体設立承認願の記載事項（添付すべき書類を含む。）を変更しようとするときは、前項の手続きにより、それぞれ変更の承認を得なければならない。

第19条 学生団体承認の有効期限は、当該承認に係る学年末限りとする。

2 有効期限の更新を希望する学生団体は、毎年3月末日までに、学生団体継続届（様式(14)）を学務部長を経て学長に提出しなければならない。

第20条 解散をしようとする学生団体は、学生団体解散届（様式(15)）を学務部長を経て学長に提出しなければならない。

第21条 一の学部の学生で構成する学生団体が、前2条に規定する手続きをしようとするときは、それぞれ当該届書を所属学部長を経て学長に提出しなければならない。

### 第12章 集会、文書印刷物配布等

第22条 学生又は学生団体が、集会、行事等を行おうとするときは、あらかじめ、責任者は、集会、行事等届（様式(16)）を学務部長を経て学長に提出しなければならない。

2 学生又は学生団体が、学外者又は学外団体を招へいし、参加させ、又はこれらと共同して集会、行事等を行おうとするときは、責任者は、集会、行事等願（様式(17)）を学務部長を経て学長に提出し、その承認を得なければならない。

第23条 学生団体が、学外団体に加入し、又は学外団体の行う集会、行事等に参加しようとするときは、責任者は、学外団体加入承認願（様式(18)）又は学外団体の集会、行事等参加承認願（様式(19)）を学務部長を経て学長に提出し、その承認を得なければならない。

第24条 学生又は学生団体が、文書又は印刷物を配布しようとするときは、あらかじめ、責任者は、当該文書又は印刷物の実物を添え、文書印刷物配布届（様式(20)）を学務部長を経て学長に提出しなければならない。

第25条 学生又は学生団体が、文書又は印刷物を掲示しようとするときは、あらかじめ当該文書又は印刷物に掲示責任者氏名を明記して学務部長を経て学長に提示し、受付印を受けなければならない。

第26条 一の学部の学生又は学生団体が、前4条に規定する行為をしようとするときは、それぞれ当該願書又は届書を、所属学部長に提出し、願書によるものについては所属学部長の承認を得なければならない。

### 第13章 雑則

第27条 学生又は学生団体が、本学所属の土地、建物及び工作物を使用する場合は、学生団体事務所使用許可願（様式(21)）又は集会施設（場所）使用許可願（様式(22)）を提出し、その許可を受けなければならない。

第28条 学生団体又は前2章に規定する行為が、本学の運営を妨げ、又は秩序を乱し、その他学生としての本分に反すると認められたときは、これに解散又は脱退を命じ、若しくは改正さ

せ、又は禁止することがある。

第29条 この細則を施行するために必要な事項については、学部共通細則取扱内規の定めるところによる。

附 則

1 この細則は、昭和34年2月13日から施行する。

2 徳島大学学生心得（昭和27年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（昭和37年3月9日改正）

この改正細則は、昭和37年3月9日から施行する。

附 則（昭和39年4月10日改正）

この改正細則は、昭和39年4月10日から施行する。

附 則（昭和40年11月1日改正）

この改正細則は、昭和40年11月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年10月2日改正）

この改正細則は、昭和42年10月2日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

附 則（昭和43年3月15日改正）

この改正細則は、昭和43年3月15日から施行し、昭和43年3月1日から適用する。

附 則（昭和49年1月18日改正）

この細則は、昭和49年1月18日から施行し、昭和49年度入学者から適用する。

附 則（昭和55年2月27日改正）

この細則は、昭和55年2月27日から施行する。

附 則（昭和57年2月5日改正）

この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年11月1日改正）

この細則は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則（昭和62年1月16日改正）

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日改正）

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月29日改正）

この細則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、平成11年2月1日から施行する。

附 則（平成12年3月17日改正）

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年1月18日改正）

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日規則第1810号改正）

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日規則第1867号改正）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月15日細則第4号改正）

この細則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日細則第9号改正）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月26日細則第7号改正）

この細則は、令和3年1月26日から施行する。

附 則（令和3年3月12日細則第10号改正）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月26日細則第1号改正）

この細則は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条第3項、第10条、別紙様式（1）及び別紙様式（9）の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表(1)



学  
生  
章

様式(1)

表面

 **学 生 証**      ○○○○学生

写真

(半身脱帽, 縦4 cm, 横3 cm)

学生番号  
フリガナ  
氏名  
生年月日  
学部学科  
入学年月



上記の者は、本学の学生であることを証明する。  
有効期限

  
○○○○○○○○○○○○

徳島大学長公印

  
○○○○○○○○○○○○

裏面

生協ロゴ      FCFロゴ

徳島大学常三島地区 〒770-8502 徳島県徳島市南常三島町1丁目1番地  
徳島大学蔵本地区 〒770-8503 徳島県徳島市蔵本町3丁目18番地の15

注 意 事 項

1. 本証は、通学の際必ず携帯すること。
2. 本証は、本学職員に請求されたときは提示すること。
3. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
4. 本証は、学籍を離れたとき、又は有効期限が過ぎたときは、直ちに返却すること。
5. 本証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けること。

**【本証に関する問合せ先】**  
徳島大学学務部教育支援課 TEL. 088-656-7095 (常三島地区キャンパス内)

**【電子マネーの問合せ先】** 表面の右下12桁は生協電子マネー番号です。  
徳島大学生生活協同組合 TEL. 088-652-1073 (常三島地区キャンパス内)

FCF NO

様式(2)

保証書 ( (西暦) 年度入学)

学 生	学 部		学 科		専 攻		
	ふりがな	-----			本学受験番号		
	氏 名						男・女
	生年月日	(西暦)	年	月			日生
	本 籍						
	住 所	〒 -					
	自宅電話	( )	-	携帯電話	-	-	
E-mail							
保 証 人	ふりがな	-----			本人との関係		
	氏 名						
	住 所	〒 -					
	自宅電話	( )	-	携帯電話	-	-	
	E-mail						
<p>徳島大学長 殿</p> <p>上記の学生について、貴学在学中は、諸規則を遵守させることはもとより、本人の一身上のこと（欄外参照）については、私が責任を持ちます。          なお、所定の授業料等貴学に対する一切の債務（欄外参照）に滞納があった場合は私が責任を負い、貴学の指示に従い納付します。          以上のことを確約するため、本書を提出します。</p>							

【学生本人の一身上のこと】

- (1) 学生の身分異動（休学、復学、退学、転学、他大学（他学部）受験許可願）についての同意
- (2) 入学料免除申請，入学料徴収猶予申請，授業料免除申請，授業料徴収猶予・月割分納申請についての同意
- (3) 本人の身元確認に係る対応
- (4) 学生寮へ入寮する場合の同意
- (5) 緊急時の連絡対応への同意

【貴学に対する一切の債務】

- (1) 学生が学費を滞納した場合  
 下記の金額を上限とする範囲内で発生した債務  
 ①入学料：282,000円(夜間主学生は半額)  
 ②授業料：6年制の学部の場合は6,429,600円，4年制の学部の場合は4,286,400円  
 (夜間主学生は半額)  
 ※上記の授業料は、留年等により在学可能な最長の年数に授業料の年額を乗じた額である。
- (2) 学生が学生寮へ入寮し、宿舍費及び光熱水料を滞納した場合  
 1,144,800円を上限とする範囲内で発生した債務

- (注1) 学生欄及び保証人欄は、本人が自ら記入してください。
- (注2) 保証人は、保護者としてください。ただし、やむを得ないときは、保護者以外で満20歳以上の身元確実な者でもかまいません。  
 なお、授業料についての通知等は保証人宛に送付します。
- (注3) 記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。



様式(3)

保証人住所・保証人変更届

(和暦) 年 月 日届出

徳島大学長 殿

学部 学科 第 年次  
学籍番号  
学生氏名  
保証人氏名  
新保証人氏名

保証人住所

このたび、下記のとおり を変更しましたので、お届けします。

保証人

記

ア	新住所	〒 -		
	自宅電話	( ) -	携帯電話	- -
	旧住所	〒 -		
イ	新保証人	ふりがな		学生との関係
		氏名		
		住所	〒 -	
		自宅電話	( ) -	
		携帯電話	- -	

- (注) 1 保証人の住所変更については、ア欄に記入し、保証人の変更はイ欄に記入してください。  
2 保証人は、保護者としてください。ただし、やむを得ないときは、保護者以外で満20歳以上の身元確実な者でもかまいません。なお、授業料についての通知等は保証人宛に送付します。

様式(5)

休 学 願

(和暦) 年 月 日願出

徳島大学長 殿

学部 学科第 年次  
署 名  
保証人  
署 名

このたび、下記により休学したいので、御許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

1 休学 の 理 由

2 休学 の 期 間 (和暦) 年 月 日から 日間  
(和暦) 年 月 日まで

3 休学中の居住地

注：疾病のため休学しようとするときは、医師の診断書を添付すること。

授業料納付確認印 印

様式(6)

復 学 願

(和暦) 年 月 日願出

徳島大学長 殿

学部 学科第 年次  
署 名  
保証人  
署 名

このたび、下記により復学したいので、御許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

- 1 復 学 の 理 由
- 2 復 学 希 望 年 月 日 (和暦) 年 月 日
- 3 休学を許可された期間 (和暦) 年 月 日から (和暦) 年 月 日まで

注：疾病のため休学した者は、医師の診断書を添付すること。

様式(7)

退 学 願

(和暦) 年 月 日願出

徳島大学長 殿

学部 学科第 年次  
署 名  
保証人  
署 名

このたび、下記により退学したいので、御許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

退学の理由

注：理由が疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。

授業料納付確認印 印

様式(8)

転学願

(和暦) 年 月 日願出

徳島大学長 殿

学部 学科第 年次  
署名  
保証人  
署名

このたび、下記により転学したいので、御許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

記

- 1 転学希望校名
- 2 転学希望年次
- 3 転学期日 (和暦) 年 月 日から
- 4 転学したい理由

注：転学しようとする理由は、詳細に記入すること。

様式(8-2)

他大学(他学部)受験許可願

(和暦) 年 月 日願出

徳島大学長 殿

学部 学科第 年次  
署名  
保証人  
署名

私は、(和暦) 年度 大学 学部の入学試験を受験したいので、御許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

様式(9)

学生証再交付願

(和暦) 年 月 日

徳島大学長 殿

入学年度 年度入学  
学部等名  
学 年 年次  
学生番号  
(和暦) 年 月 日生  
署 名

学生証について、下記の理由により再交付くださるようお願いいたします。

記

※該当する理由を○で囲んでください。

- ・有効期限が切れた為 ( 年 月 日まで延長)  
(留年による有効期限切れは1年間延長可能)
- ・改姓名
- ・I C不具合
- ・その他(理由: )

- ・紛失
- ・カードの汚損又は破損(注: 学生証は、必ず返却すること。)
- ・その他(理由: )

※学生証再交付申込時に現学生証を提示

様式(10)

宿 所 届

(和暦) 年 月 日届出

徳島大学 学部長 殿

学 部 学科第 年次  
署 名

(和暦) 年度の宿所は(このたび, 宿所を変更し), 下記のとおりですので, お届けします。

記

- 1 現住所
- 2 帰省先(保護者の住所)

---

◎宿所を変更した場合  
旧住所



様式(11)

改 姓(名) 届

(和暦) 年 月 日届出

徳島大学 学部長 殿

学 部 学科第 年次  
署 名

このたび、下記により改姓(名)しましたので、お届けします。

記

- 1 新 姓 名
- 2 旧 姓 名
- 3 改姓(名)の日 (和暦) 年 月 日
- 4 理 由

注：住民票記載事項証明書を添付すること。

様式(12)

欠 席 届

(和暦) 年 月 日届出

徳島大学 学部長 殿

学 部 署 名      学科第      年次

このたび、下記により欠席しますので、お届けします。

記

- |        |      |   |   |     |
|--------|------|---|---|-----|
| 1 欠席期間 | (和暦) | 年 | 月 | 日から |
|        | (和暦) | 年 | 月 | 日まで |
| 2 欠席理由 |      |   |   |     |

注：理由が疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。

様式(13)

学生団体設立(変更)承認願

助言指導教員 署名欄	
---------------	--

(和暦) 年 月 日願出

徳島大学長 殿

責任者 学部 学科第 年次  
氏 名

このたび、下記により〔設立〕  
〔変更〕したいので、御承認くださるようお願いします。

記

- 1 団 体 の 名 称
- 2 設立(変更)予定年月日 (和暦) 年 月 日
- 3 目的及び主な行事
- 4 組 織
- 5 会 員 数
- 6 事 務 所 所 在 地
- 7 そ の 他

注：規約，定款，会則，役員名簿，会員名簿を各2部添付のこと。

様式(14)

学 生 団 体 継 続 届

助言指導教員 署名欄	
---------------	--

(和暦) 年 月 日届出

徳島大学長 殿

責任者 学部 学科第 年次  
氏 名

このたび、下記により継続したいので、お届けします。

記

- 1 団 体 の 名 称
- 2 設 立 年 月 日
- 3 目的及び主な行事
- 4 組 織
- 5 会 員 数
- 6 事 務 所 所 在 地
- 7 そ の 他

様式(15)

学 生 団 体 解 散 届

助言指導教員 署名欄	
---------------	--

(和暦) 年 月 日届出

徳島大学長 殿

責任者 学部 学科第 年次  
氏 名

このたび、下記により解散したいので、お届けします。

記

- 1 団 体 の 名 称
- 2 解 散 予 定 年 月 日
- 3 解 散 の 理 由

(和暦) 年 月 日

様式(16)

集 会 ・ 行 事 等 届

助言指導教員 署名欄	
---------------	--

(和暦) 年 月 日届出

徳島大学長(学部長) 殿

責任者 学部 学科第 年次  
氏 名

このたび、下記により〔集会  
行事等〕をしたいので、お届けします。

記

- 1 集会・行事等の名称
- 2 集会・行事等の目的
- 3 集会・行事等の予定人員
- 4 集会・行事等の日時
- 5 集会・行事等の場所
- 6 集会・行事等の主催者
- 7 そ の 他

注：参加者名簿，収支明細書を添付のこと。

様式(17)

集 会 ・ 行 事 等 願

助言指導教員 署名欄	
---------------	--

(和暦) 年 月 日願出

徳島大学長(学部長) 殿

責任者 学部 学科第 年次  
氏 名

このたび、下記により〔集会  
行事等〕をしたいので、御承認くださるようお願いいたします。

記

- 1 集会・行事等の名称
- 2 集会・行事等の目的
- 3 集会・行事等の予定人員
- 4 集会・行事等の日時
- 5 集会・行事等の場所
- 6 集会・行事等の主催者(共催者)
- 7 学外者の氏名、略歴又は学外団体名
- 8 そ の 他

注：参加者名簿，収支明細書を添付のこと。

様式(18)

学 外 団 体 加 入 承 認 願

助言指導教員 署名欄	
---------------	--

(和暦) 年 月 日願出

徳島大学長(学部長) 殿

責任者 学部 学科第 年次  
氏 名

このたび、下記により学外団体に加入したいので、御承認くださるようお願いいたします。

記

- 1 学外団体に加入する  
学 内 団 体 の 名 称
- 2 加入する学外団体の名称
- 3 加入する年月日
- 4 目的及び主な事業
- 5 機 構
- 6 加 入 団 体 数
- 7 事 務 所 所 在 地
- 8 そ の 他

注：加入する学外団体の規約，定款，会則，役員名簿を各1部添付のこと。



様式(19)

学外団体の集会・行事等参加承認願

助言指導教員 署名欄	
---------------	--

(和暦) 年 月 日願出

徳島大学長(学部長) 殿

責任者 学部 学科第 年次  
氏名

このたび、下記により〔集会  
行事等〕に参加したいので、御承認くださるようお願いしま  
す。

記

- 1 学外主催団体の名称
- 2 参加する学内団体の名称
- 3 集会・行事等の名称
- 4 集会・行事等の目的
- 5 参加者の氏名
- 6 集会・行事等の日時
- 7 集会・行事等の場所
- 8 そ の 他

様式(20)

文 書 印 刷 物 配 付 届

(和暦) 年 月 日届出

徳島大学長(学部長) 殿

責任者 学部 学科第 年次  
氏 名

このたび、下記により文書印刷物を配付したいので、お届けします。

記

- 1 発 行 者
- 2 文書印刷物の種類
- 3 発 行 部 数
- 4 配 付 部 数
- 5 配 付 先
- 6 1 部 の 代 金
- 7 題 名
- 8 目 的

注：実物を添付すること。

様式(21)

学生団体事務所使用許可願

助言指導教員 署名欄	
---------------	--

(和暦) 年 月 日願出

徳島大学長 殿

責任者 学部 学科第 年次  
氏 名

このたび、下記により事務所として使用したいので、国立大学法人徳島大学固定資産貸付取扱要領を遵守しますから、御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 団 体 名 称
- 2 団 体 責 任 者
- 3 使用予定施設の名称
- 4 使用予定期間
- 5 そ の 他

(和暦) 年 月 日から  
(和暦) 年 月 日まで

様式(22)

集会施設(場所)使用許可願

助言指導教員 署名欄	
---------------	--

(和暦) 年 月 日願出

徳島大学長 殿

責任者 学部 学科第 年次  
氏 名

このたび、下記により集会したいので、国立大学法人徳島大学固定資産貸付取扱要領を遵守しますから、御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 集会の名称
- 2 集会の目的
- 3 集会予定人員 約 名
- 4 使用予定施設の名称 (和暦) 年 月 日 時から
- 5 使用予定期間 (和暦) 年 月 日 時まで
- 6 そ の 他